

次のように、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年4月2日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部署

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号静岡県庁西館6階

静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課

電話番号 054-221-2848

3 入札に付する事項

(1) 入札番号

環ふ第1号

(2) 業務名

令和6年度榛原ふるさとの森自然環境調査業務委託

(3) 業務概要

榛原ふるさとの森（牧之原市切山地内）において、自然共生サイトの認定を取得するために必要な自然環境調査を実施する。

(4) 業務期間

契約日から令和7年2月28日まで

4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県の土木関係建設コンサルタント業務において入札参加資格を有し、業務区分のうち環境調査業務に登録されている者。
- (2) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を有する者であること。
- (3) 一般財団法人 自然環境研究センターが所管する「生物分類技能検定 登録者名簿」に登録されている動物部門及び植物部門それぞれの1級又は2級の技術者を雇用している者又は、これら技術者を作業に従事させることができる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第

2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月15日（月）午後5時必着

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料

(3) 提出先

上記2に同じ

6 入札説明書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付場所

上記2及び静岡県環境ふれあい課ホームページ

(2) 交付期間

公告の日から令和6年4月15日（月）まで（上記2での交付は土曜日及び日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年4月19日（金）午後1時30分

(2) 入札執行場所

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号静岡県庁西館8階会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、原則として郵送による入札は認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限るものとする。

(3) 現地説明会は行わない。

(4) 契約の際に、「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」に基づく「労働関係法令等遵守の誓約書」を提出すること。